

解 説

1967年のドイツ年金保険改正

綱 島 衛



本誌の第3号には(18頁～20頁)、西ドイツの「1967年財政改正法の社会保険に対する影響」と題する記事があって、同国の医療保険、年金保険法制における具体的な改正点が列挙されている。

本稿で紹介しようとするのは、ドイツ連邦政府当局が、年金保険部門の改正について、年金保険制度全般の共通面に関する部分をや

や詳しく解説したものである。

いわゆる「財政硬直化」の一環として年金保険の主として財政負担面だけが、わが国においては一般に強い関心を持たれているが、本稿はこの財政プロパーの問題には立入っていないことをお断りしておきたい。

1. 1967年の財政変更法は社会保険、特に鉱

夫関係のそれに対する連邦負担の軽減を主目的としている、と一般に受けとられている。そこで単純に考えれば、個々の改正点、例えば職員年金保険における適用の所得による制限の撤廃(従来は年収2万1,600マルクを超える者は強制適用でなかった)とか年金保険料の引上げ(1968年から3年間、料率を毎年1%ずつ引上げる)とか年金受給者がその健康保険料を負担する(年金額の2%を源泉徴収される)とかいった改正の意味が、この財政的見地からのみ評価されるということになる。しかし、こうした考え方だからしては、今回の改正の社会政策的意義を正確に評価しないこととなる点に注意したい。

なるほど「財政変更法」は、直接には連邦財政の窮迫という前提に立っていることは正しいが、同時にまた立法者の意図というものは、社会保険の領分に踏み込んで鵜の目鶴の目で、いずれにせよ一時的にすぎないような連邦財政負担減をはかるうとするようなものでなかつたことも、また争うべからざるところである。むしろ、立法者

の意図し苦心したところは、年金保険制度の基本原則をより強固にし、現存の仕組みを将来にわたるはっきりした見通しのもとに整序し発展せしめることにあったのである。

この改正によって、種々の観点から重要な前進がはかられたことを認めようとする者があるとすれば、それは社会政策の意義というものを、とどまるところを知らない給付改善と受給条件の緩和にばかり見出そうとする連中だけである、といってよからう。こうした人は本質的な問題を見る眼が狂っている。つまり、ひとたび適正なりと公認され定立されたことがらは、もしこれと同様の価値のある代替物がない場合には、どのような困難な情勢の中にあっても守りとおし、その定着化に努めることこそ、何にもまして重要なのだ、ということを忘れているのである。

2. おかしないい方であるが、今回の財政変更法のうち最も重要な点は、この改正法に含まれていない規定なのである。本法が触

れていないということは、とりも直さず国会が、年金算定方式、すなわち、総収入を基礎とする弾力性年金の原則を堅持したことにはかならない。このことは必ずしも当然自明のこととされていたわけではないのであって、弾力性年金の歩みを、特にいわゆる「純収入方式」の導入によって、遅らせようという声があったことは隠す必要もないことである。政府が、現行方式の廃止というような改革論を克服するまでには、あらゆる財源の可能性を検討したうえでかかる改変の必要なしという確固たる信念を得なければならなかった。

種々の改正点は右のような背景のもとに理解されなければならないのである。

3. 個々の改正点について

(1) 年金と失業保険金との調整

従前の規定からすれば、年金と失業保険金とは相互に調整されることなく、双方をフルに受けることができた。これは特に老齢年金受給者について問題である。65歳をこえて職業から退き年金請求権を持つ者

は、もしかれが——労働官署に規定どおり失業の申出をする方法で——労働市場の呼び出しを待つという形にありさえすれば、一定期間は失業保険金を受け得るのである。いうまでもなく65歳を超えた人が職業の斡旋を受けるということは実際にはほとんどない。したがって、その被保険者の就労待機は単に口実に過ぎないのであるが、反面全く否定し去るわけにもいかない。しかしながら、かりにその被保険者が眞面目に就労を待つような場合であっても、二つの給付の双方をそれぞれ受け取る必要はないはずである。

今後は、年金給付と失業保険金とが競合する初日からその期間中、年金が、失業保険金の額までの分だけ支給停止とされる。ただ、障害に基づく年金（坑内夫年金および職務不能年金）はこれの例外であって、この年金の受給開始後において失業保険適用業務に6ヵ月または26週以上従事した場合には、右の調整を受けない。すなわち、職務不能に基づく年金給付の受給者は、その年金のみならずその後に従事した職業によ

ってもその生活の基礎を求め、かつ、これを見出す、という事情が考慮されるわけである。

(2) 年金の支給開始月の改正

従前の規定によれば、年金給付は原則として、受給要件が満たされたその月の初日から支給されることとされていた。これでは望ましくない二重給付が生じ得る。こうしたケースは、被保険者の雇用関係が65歳の誕生日の属する月の終了とともに終るという最近の慣例とともに多発している。この場合には、当該の月については給与と年金との双方を受けることとなる。

そこで、今次改正によって、年金支給の開始を原則として年金受給資格要件を満たした月の経過後からとすることとなった。右の例外は、女子被保険者の老齢年金および遺族年金の場合である。女子老齢年金は、たとえ本人が——一般の慣行どおり——その従業した月の末日に退職した場合でも、その月のはじめから支給される。

(ちなみに女子は60歳に達して爾後に定収入のない場合には繰上げ老齢年金を受けられる)。

遺族年金については、すでに従前から、たとえ死亡の月分の本人の年金が支払われていても、死亡の月から支給されることとされていた。もし、死亡者が年金を受けておらないで、かつ、その死亡まで業務に就いたであろうと推測されるような場合においては、その遺族に対して、給与と年金とが接続するように計らうべきことを考慮して、遺族年金支給の開始は死亡の時点すなわち死亡の日からと定められている。つまりこの場合には日数割りの年金——部分月の年金給付——が支給されるわけである。なお、寡婦のための「死亡四半期給付」(年金受給者の死亡の際に、その年金の3ヵ月分の額が一時金として寡婦に支給されるもの)については、日数割りでなく満3ヵ月分である。ただし、前配偶者に対する給付(離婚して生計費を前夫から受けている女子に対する遺族年金である)の場合には、今回の改正による開始日のズレが適用される。

(3) 女子の結婚による保険料還付の廃止

女子の結婚脱退に対する年金保険料の還付は、特別のうめ合わせもなく廃止され

た。

この規定の廃止は、本来の意味をまったく失いながらも残存していた——そして、占領軍によってほとんどドイツ全土にわたって禁止された後に——再び設けられたいわくつきの規定の削除である。ビスマルクいらいの旧「廃疾保険法」にまで溯るこの結婚時保険料還付なるものは、そもそもは当該女子被保険者の期待権尊重の要請に発したものであった。今回の撤廃の措置は、女子労働者に対して、彼女らが保険料を納付することによってつくり出した期待権を何らの代償なしに失なわせることとなり、また、保険料納付の継続を要求することとなったりするものであってはならない。しかし、以前に期待権の規定が削除されていらいといふものは——国会の審議においていみじくも表明されたとおり——結婚還付金は、単なる結婚資金の意味しか——それも明らかにその女子被保険者の老齢保障を犠牲にしての——有しなかったのである。婦人に対するよりよい社会保障は今こそ切実な問題である。結婚による保険料還

付の制度が役立っていた結婚資金というニードは、結婚貸付金の制度によって充足さるべき性格のものと考えられる。

(4) 年金受給者を雇用する事業主の年金保険料負担

かつて、1965年6月の年金改正法によって廃止された事業主負担の規定が復活された。

これによって、老齢年金の受給者を雇用する事業主は（当該受給者が年金保険の強制適用を受けないにもかかわらず）一般被保険者を雇用した場合と同様に、年金保険料の事業主負担分に相当する額を拠出しなければならない。

この措置は「年金受給者を雇用することによる特別な利益を、事業主は享有すべきではない」という、かつての労働市場政策上の考慮を復活させたものである。

(5) 「労働不能」の判定における年金保険と失業保険との連結

従前の法律によれば、特殊な事例とはいえ、被保険者が一方で年金の保険者から職務不能による年金を不支給とされておりな

がら、失業保険を請求しても労働官署において就労可能な健康状態にあらずという理由をもって失業保険金を不支給と決定されることがあった。いわば、こうした被保険者は「二つの椅子の中間」に坐らされることとなっていたわけである。

今次の改正法は、「労働促進法」の国会審議の過程において、この不安定な法的状態を改善する改正を行なって、失業保険と年金保険との間の「無連結」を除去することとした。

これによって、労働者は、その作業能力の減退のために一般労働市場における通常の条件下における業務に就き得ない場合には、もし年金保険の判定する「職務不能」に該当しないならば、失業保険金を請求し得る期間内においては、当人が「労働の斡旋に応じ得るものであること」という失業保険の条件に違背しないものとして扱われることとなった。

したがって、年金保険の側で職務不能と認めず当該年金の支給を却下する場合は、労働官署としては失業保険金の支給を、当

人に労働能力がないという理由に基づいては不支給とすることが許されなくなったわけである。もとより、職務不能年金の支給が待期期間不足の理由で却下されたときは別問題であるし、また、失業保険金の請求が、請求者が眞面目な就労態勢にないとかその他の事情によって労働能力がさまたげられていることを無視してなされているようなときには、年金保険における判定に何ら拘束されることはない。

(Von Dr. Karl-Otto Zimmer)

本稿の冒頭で述べたように、今回の財政変更法による税制その他多くの部面に対する手当によって連邦負担の軽減がはかられている。社会保険なかんずく年金保険の分野における連邦負担は、増大する年金給付額との見合いでその絶対額は増加するが給付額中に占める割合としては、1967年の19.5%が1968年には17.5%，1969年には16.6%，1970年には15.5%そして1971年には15.1%と減少することとなるのである。しかし、上述の解説から

知り得るよう、1957年の「年金改革」によって実現した「生産性年金」「弾力性年金」の基本的な仕組みの原則は固守されたわけである。

今次の改正を通じて注目すべきは、「年金算定方式」に対する自信を貫き通し、かつ、これを、増大する財政負担を被保険者と事業主とに重くし連邦負担の相対的減少をはかるという形で防衛したということであろう。まさに国の生産力の過去のない手（年金受給者）に対する報酬をば、その現在のない手が全面的に負担していこうという姿勢にはかならない。

社会保険なかんずく老後の所得保障について、「ゼネレーション間の所得再配分」の観念がはっきり現われたってすることは、示唆に富るものと思われる。

(38ページからつづく)

以上のように、拠出率と所得の上限にかんする対策は、当面の問題に限られ、統一的な拠出率と所得の上限は、将来に持ちこされているが、各制度の統合によって、管理機関が一本になると同時に、保険料収入は、1968年初めから単一の基金に支払われることになり、賦課方式のために、この基金は、比較的に小さな資金を保有するだけであると、予想されている。

被用者に対するこれらの改正に対して、1968年1月から、自営業者にも新しい統合的な法典が採用され、かれらにも改正の機会が与えられることになった。従来、自営業者には、老齢・遺族保険、家族手当、および健康保険の3本の制度が、それぞれに設けられており、これらの制度は、それぞれ異なった方法で拠出額を決定し、各人の職業に応じて課税対象の所得が異なっていた。また、適用範囲もグループ別で違っていた。これらの仕組みは、当然なことに、管理・運営を複雑にし、しかも、無駄や社会的公正の不均衡が存在し、多くの問題が指摘され、

改正が要求されていた。

今回の改正により、老齢・遺族保険、家族手当、および健康保険は1本に統合されることになった。その結果、管理・運営機構と財政は1本に統合され、たとえば、拠出では、従来の3本の拠出が単一の拠出として、各地方における地方レベルの単一の機関で徴収されることになった。また、徴収方式も変り、従来の年間10回払いの代りに、4半期毎の4回払いとなった。なお、拠出算出も改正されたが、各人の所得にもとづいて拠出を決定され、年金年齢（男子は65歳、女子は60歳）以下の人が支払う拠出は、15万BFまで9.25%，15—27万BFの1.5%を支払うことになった。このようにして算出される拠出の最低額は、年間4,625BFとされている。なお、拠出の57%は老齢・廃疾保険に、43%は家族手当に充当されることになっている。これらの拠出以外に、各被保険者は、健康保険と廃疾保険に対して、年齢1,200BFの拠出を、定額方式で支払わなければならぬ。

(55ページへつづく)